

埼玉県特定非営利活動促進基金リーフレット デザイン・版下作成業務委託仕様書

1 目的

埼玉県では、日本一のNPO（※）が活動できる県づくりを目指して、平成16年に埼玉県特定非営利活動促進基金（以下、「埼玉県NPO基金」という。）を設置した。埼玉県NPO基金は、県の拠出金及び寄附金を原資とし、NPO活動の促進に活用されている。

令和4年度より、埼玉県NPO基金への寄附および活用が埼玉県のSDGsの推進に貢献することを明確にすべく、分野希望寄附の受入分野を変更する等のリニューアルを実施した。

新たな埼玉県NPO基金について、県民や企業などに効果的なPRを行い、寄附金の増加を図るため、同基金リーフレットのデザインを刷新することとし、リーフレットデザイン及び版下を作成する。

※ NPOとは「Non（ノン）」「Profit（プロフィット）」「Organization（オーガニゼーション）」の頭文字を取った略語で、一般的には、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない（利益を再分配しない）団体の総称である。NPOという言葉に含まれる団体には、組織の形態から法人格を持たない任意の団体（市民活動団体、ボランティア団体など）から、法人格を持つ団体（特定非営利活動法人（略称：NPO法人）、公益社団（財団）法人、学校法人、医療法人、協同組合など）まで非常に広いものになる。

2 委託業務の内容

埼玉県NPO基金の広報活動に活用するもので、県民や企業などに埼玉県NPO基金を広く知ってもらい、寄附を促すためのリーフレットを作成する。

（1）構成

- ・埼玉県NPO基金の活用内容が分かる写真を掲載すること。
- ・埼玉県NPO基金における寄附の種類及び税法上の優遇措置、感謝状・協力証について記載すること。
- ・埼玉県知事のメッセージを記載すること。
- ・構成は、別紙を参考にし、構成を変更する場合は県と調整すること。

（2）紙面等のデザイン

- ・表紙は、NPO支援のための基金である点と、NPO活動の推進が県内SDGsの推進につながる点をイメージするデザインにし、県民や企業に寄附の検討を促すキャッチコピーを考案し、配置すること。
- ・別紙における③面及び④面は、埼玉県NPO基金の活用内容が対象者に伝わるデザインにすること。
- ・字だけではなく、写真、イラスト、図を用いて、（2）構成の内容をデザインすること。
- ・デザインをする際は、寄附する側の視点に立ち、寄附を促すデザインをすること。

（3）規格

- ・T225×Y335を巻き3つ折（仕上がりサイズT225×Y112）

3 留意事項

広報物には以下の事項を記載する。

- ① 「彩の国 埼玉県」
 - ② 埼玉県の県章
 - ③ コバトンのイラスト + 「埼玉県のマスコット コバトン」
 - ④ さいたまっちのイラスト + 「埼玉県マスコット さいたまっち」
- ※ ①～④は県が提供する。

4 その他

- ・デザイン・レイアウト等の作業は、県と協議しながら進めること。
- ・校正は原則、文字校正2回、色校正1回とするが、県が校了と判断するまで校正を行う場合がある。
- ・成果品は、県に関連するホームページ及び広報物で使用することがある。
- ・埼玉県NPO基金の活用内容が分かる写真については、候補となる写真データを県から提供する。
- ・本業務により作成された成果品及びイラスト等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は埼玉県に帰属する。ただし、受託者が本業務を受託する以前から所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- ・受託者は、本業務により作成された成果品及びイラスト等について、埼玉県及び埼玉県から譲渡を受けた第三者に対して、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本業務を受託する以前から所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議し、指示を受けること。

5 業務委託期間及び納品場所

(1) 委託期間

契約締結日から令和4年8月12日（金）

(2) 納品期限

令和4年8月5日（金）

(3) 納品物件

印刷用版下データ及びPDFファイルを県の指定する場所へ納品すること。データ形式は、一般的な印刷用機械で印刷できる汎用性の高いものとする。

なお、データの納品は、校了後速やかに行うこと。